

令和6年3月4日

湯河原町議会議長 山本 俊明 様

懲罰特別委員会
委員長 室伏 重孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の「熊谷照男議員に対する懲罰」について審査の結果、下記のとおり決定したので、湯河原町議会会議規則（昭和40年議会規則第2号。以下「会議規則」という。）第73条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第135条第1項第2号「公開の議場における陳謝」を適用し、会議規則第109条の規定により陳謝文によって行う。

3 委員会開催年月日 令和6年3月4日（月）午後3時27分～4時38分

4 出席委員 室伏 重孝、松野 洋一、松本 裕哉、渡辺 久子、
石井 温、松井 一寿、土屋 誠一

5 理 由

本委員会は、熊谷照男議員に一身上の弁明の機会を付与したところ、「弁明すべき点はない。」という発言を受けた後、2月20日付で山本議長から熊谷議員に宛てて発出した注意文書を参考資料として配布し、これまでの経緯を確認しながら各委員により慎重な審査を行いました。

委員からは「虚偽答弁により、本会議の開会を遅延させた。」、「議員の仕事は一般質問だけではなく、議場で行われるものだけではないので、内容が名

誉棄損になっている。広報誌の内容には責任を持たなければならない。その上で、議会運営委員会で素直に謝罪できなかったことは懲罰に値する。」、「虚偽の発言が繰り返された上、最終的に、物的証拠が出た上で間違いを認めたことは、町民の選良であることに反している。」、「公務を欠席したりと、議員としての品位を欠いている。」、「虚偽発言は問題だが、広報誌の作成は議員の仕事であり、間違ったことは反省すべきだが、懲罰の対象ではない。」等の意見が出されました。

各委員からの意見を踏まえ、議会基本条例第4条並びに会議規則第98条及び第100条の規定に反するかを審議した結果、令和6年3月4日開催議会運営委員会の際、虚偽の説明を繰り返し、正常な委員会運営を妨げ、かつその後の本会議の開会時刻の遅延など、円滑な議会運営を妨げたことは、「議会の品位を軽んずるものであるとともに議事の妨害となる行為であり、自らが町民の選良であり、町民の代表としてふさわしくない行いである」、と判断し、「懲罰を科すべきものと認める。」ことに賛成多数で決定しました。

懲罰の種類については、渡辺委員は法第135条第1項第1号「公開の議場における戒告」を適用すべきとし、松野副委員長、松本委員、石井委員、松井委員、土屋委員の5名は法第135条第1項第2号「公開の議場における陳謝」を適用すべきとし、採決の結果、法第135条第1項第2号に規定する「公開の議場における陳謝」を適用することに決定しました。